

○ 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第四百十三号）

改正案	現行
（株式等の引受け等の承認等） 第四条（略） 2 前項の規定による委託に係る株式等の発行又は劣後特約付金銭消費貸借による借入れ（以下「株式等の発行等」という。）を行おうとする金融機関等（以下「発行金融機関等」という。）は、協定銀行に対し、平成十三年三月三十一日まで（第七条の二及び第八条の二の規定による承認に係る株式等の引受け等（預金保険法第五十九条第一項に規定する資金援助に係る同項の合併等に係るものを除く。）に係る申込みについては、平成十四年三月三十一日までとする。）に株式等の発行等に係る申込みを行うとともに、協定銀行と連名で、機構に対し、協定銀行が当該申込みに係る株式等の引受け等を行うことについての内閣総理大臣（当該申込みに係る発行金融機関等が労働金庫又は労働金庫連合会である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、当該発行金融機関等が農水産業協同組合連合会である場合にあつては内閣総理大臣及び農林水産大臣とする。次項及び第五項、次条第一項、第三項及び第四項並びに第七条から第八条の二までにおいて同じ。）の承認を求めるよう申請しなければならない。 3ゝ6（略）	（株式等の引受け等の承認等） 第四条（略） 2 前項の規定による委託に係る株式等の発行又は劣後特約付金銭消費貸借による借入れ（以下「株式等の発行等」という。）を行おうとする金融機関等（以下「発行金融機関等」という。）は、協定銀行に対し、平成十三年三月三十一日まで（第七条の二及び第八条の二の規定による承認に係る株式等の引受け等に係る申込みについては、平成十四年三月三十一日までとする。）に株式等の発行等に係る申込みを行うとともに、協定銀行と連名で、機構に対し、協定銀行が当該申込みに係る株式等の引受け等を行うことについての内閣総理大臣（当該申込みに係る発行金融機関等が労働金庫又は労働金庫連合会である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、当該発行金融機関等が農水産業協同組合連合会である場合にあつては内閣総理大臣及び農林水産大臣とする。次項及び第五項、次条第一項、第三項及び第四項並びに第七条から第八条の二までにおいて同じ。）の承認を求めるよう申請しなければならない。 3ゝ6（略）

(借入金及び預金保険機構債券)

第十六条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定により発行される債券については、これを預金保険法第四十二条第一項の規定により発行される債券とみなして、同条第五項から第九項までの規定を適用する。

(預金保険法の適用)

第十九条 この法律により機構の業務が行われる場合には、この法律の規定によるほか、預金保険法を適用する。この場合において、同法第二条第三項中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第四百十三号。以下「金融機能早期健全化緊急措置法」という。）」と、「債権者」とあるのは「債権者（金融機能早期健全化緊急措置法の適用にあつては、貯金に係る債権者を含む。）」と、同法第十五条第五号中「事項」とあるのは「事項（金融機能早期健全化緊急措置法の規定による機構の業務に係るものを除く。）」と、同法第三十七条第一項中「金融機関」とあるのは「金融機関（金融機能早期健全化緊急措置法の規定による業務を行う場合にあつては、金融機能早期健全化緊急措置法第二条第一項に規定する金融機関等。次項において同じ。）」と、同法第四十四条、第四十五条第二項及び第四十六条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能早

(借入金及び預金保険機構債券)

第十六条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定により発行される債券については、これを預金保険法第四十二条第三項の規定により発行される債券とみなして、同条第四項から第八項までの規定を適用する。

(預金保険法の適用)

第十九条 この法律により機構の業務が行われる場合には、この法律の規定によるほか、預金保険法を適用する。この場合において、同法第二条第三項中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第四百十三号。以下「金融機能早期健全化緊急措置法」という。）」と、「債権者」とあるのは「債権者（金融機能早期健全化緊急措置法の適用にあつては、貯金に係る債権者を含む。）」と、同法第十五条第五号中「事項」とあるのは「事項（金融機能早期健全化緊急措置法の規定による機構の業務に係るものを除く。）」と、同法第三十七条第一項中「金融機関」とあるのは「金融機関（金融機能早期健全化緊急措置法の規定による業務を行う場合にあつては、金融機能早期健全化緊急措置法第二条第一項に規定する金融機関等。次項において同じ。）」と、同法第四十四条、第四十五条第二項及び第四十六条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能早

期健全化緊急措置法」と、同法第五十一条第二項中「業務（第四十条の二第二号に掲げる業務を除く。）」とあるのは「業務（第四十条の二第二号に掲げる業務及び金融機能早期健全化緊急措置法第四十条に規定する金融機能早期健全化業務を除く。）」と、同法第五十一条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能早期健全化緊急措置法」と、「及び財務大臣」とあるのは「、財務大臣、厚生労働大臣又は農林水産大臣」と、同条第三号中「第三十条に規定する業務」とあるのは「第三十四条に規定する業務及び金融機能早期健全化緊急措置法の規定による業務」とする。

期健全化緊急措置法」と、同法第五十一条第二項中「業務」とあるのは「業務（金融機能早期健全化緊急措置法第十四条に規定する金融機能早期健全化業務を除く。）」と、同法第九十一条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能早期健全化緊急措置法」と、「及び財務大臣」とあるのは「、財務大臣、厚生労働大臣又は農林水産大臣」と、「認可を受けなければならない」とあるのは「認可を受け、又はその承認を得なければならない」と、「認可を受けなかった」とあるのは「認可を受けず、又はその承認を得なかった」と、同条第三号中「第三十四条に規定する業務」とあるのは「第三十四条に規定する業務及び金融機能早期健全化緊急措置法の規定による業務」とする。